

自動車税・軽自動車税(種別割)のグリーン化

- 自動車税及び軽自動車税の種別割(※1)に対するグリーン化特例の軽課措置(※2)は、2019年4月から2021年3月までは現行制度の延長、2021年4月から2023年3月まではハイブリッド車及びガソリン車が除外され、電気自動車等のみに限定。
- 重課については、自動車税種別割の重課措置を2年間延長。

自動車税・軽自動車税(種別割)の軽減措置(2017年4月～2023年3月)

対象車(※3)	2017年4月～2019年3月		2019年4月～2021年3月		2021年4月～2023年3月	
	自動車税	軽自動車税	自動車税	軽自動車税	自動車税	軽自動車税
電気自動車等	▲75%	▲75%	▲75%	▲75%	▲75%	▲75%
2020燃費基準+50%		▲50%		▲50%		軽減なし
2020燃費基準+40%						
2020燃費基準+30%						
2020燃費基準+20%	▲50%	▲25%	▲50%	▲25%		
2020燃費基準+10%						
2020燃費基準達成	軽減なし	軽減なし	軽減なし	軽減なし	軽減なし	軽減なし

※1 種別割とは、現行の自動車税及び軽自動車税にあたる税を指す。

※2 軽減措置は該当車を購入した翌年度の税率に適用される。

※3 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車(2009年排出ガス規制+NOx▲10%)、クリーンディーゼル乗用車(2009年排出ガス規制適合)を指す。ハイブリッド車、ガソリン車は、燃費基準の達成率に加え、2005年排出ガス基準値より75%以上又は2018年排出ガス基準値より50%以上NOx等の排出量が少ない車が対象となる。

(出典)「平成31年度税制改正の大綱」(平成30年12月21日閣議決定)より作成。

軽減が適用された軽自動車税(種別割)の税率は、次のとおりです。

単位:円

車種区分		税率(年額)				軽減無
		概ね75%軽減	概ね50%軽減	概ね25%軽減		
三輪	500CCを越え660CC以下のもの	1,000	2,000	3,000	3,900	
四輪以上 (660CC以下)	乗用	2,700	5,400	8,100	10,800	
		1,800	3,500	5,200	6,900	
	貨物	1,300	2,500	3,800	5,000	
		1,000	1,900	2,900	3,800	